

# 兵庫県公報

平成30年12月14日 金曜日 第 3063 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（同）	2
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
○ 入札公告（管財課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	10
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	11
○ 教習指導員審査の実施	12
正 誤	
○ 平成23年2月25日付け兵庫県公報第2264号中	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1049号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 柏木 健
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地
- 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	46号ニ 廃ガス洗浄施設
能	力	2,500 L	220m <sup>3</sup> /時

工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	着手後20日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 ( 水 素 指 数 )	2～8	2以下	8～12	8以下
	生物化学的酸素要求量 ( 単 位 m g / L )	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 ( 単 位 m g / L )	20,000	30,000以上	1,000	1,000以上
	浮 遊 物 質 量 ( 単 位 m g / L )	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 ( 単 位 m g / L )	3,920	5,230以上	—	—
	リン 含 有 量 ( 単 位 m g / L )	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ( 単 位 m g / L )	1,570	2,090以上	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	2.3	3.9	0	1.7	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年12月14日から平成31年1月4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第1050号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所

高砂市高砂町宮前町1番8号

## (3) 特定施設に関する事項

種	類	30号ニ ろ過施設	
能	力	9,500 L/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後9箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6~8	5.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150	165
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	15	15
	リン含有量 (単位 mg/L)	4	6
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.1	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		168	168

(4) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前			
排 水 口 名		No. 1	No. 3～No. 7	No. 8	No. 9
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	42,698	雨 水 専 用 排 水 口	12,021	36,339
	最 大	44,368		12,021	36,339
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8		5～9	5～9
	最 大	5～9		5～9	5～9
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	24		5	18
	最 大	34		25	25
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	23		10	14
	最 大	33		30	27
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	22		1.4	5
	最 大	38		5	11
<sup>リン</sup> 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.5		0.12	1
	最 大	1.1		0.5	2
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル (単位 mg/L)	通 常	0.0005 未満		—	—
	最 大	0.0005 未満		—	—
ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	通 常	0.001 未満		—	—
	最 大	0.001		—	—
1, 2 -ジ ク ロ ロ エ タ ン (単位 mg/L)	通 常	0.004		—	—
	最 大	0.026		—	—
1, 1 -ジ ク ロ ロ エ チ レ ン (単位 mg/L)	通 常	0.04		—	—
	最 大	0.07		—	—
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.002 未満	—	—	
	最 大	0.002	—	—	
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	5	—	—	
	最 大	10	—	—	
ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	5	—	—	
	最 大	6	—	—	
ダ イ オ キ シ ン 類 (単位 pg-TEQ/L)	通 常	1.3	—	—	
	最 大	2.6	—	—	

変 更 後	
No. 1	No. 3～No. 9
91,058	雨 水 専 用 排 水 口
92,728	
5～9	
5～9	
19	
29	
18	
30	
12	
23	
0.65	
1.4	
0.0005 未満	
0.0005 未満	
0.001 未満	
0.001	
0.002	
0.012	
0.019	
0.033	
0.001 未満	
0.001	
4	
7	
3	
5	
0.61	
1.2	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年12月14日から平成31年1月4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成30年12月14日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市五色町鮎原吉田字切石280番から 同市五色町鮎原吉田字十郎ヶ花276番3 まで	旧	7.0から 68.0まで	365.0	
		新	8.0から 90.0まで	305.0	



兵庫県告示第1052号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。  
 平成30年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30淡路位置 0003号	30.11.22	洲本市上物部2丁目364番8の一部、364番3 の一部	5.20	34.43

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成30年12月14日

契約担当者  
 兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
 兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用するガス 予定数量395,848m<sup>3</sup>/年
- (2) 調達案件の仕様等  
 契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所  
 仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納入局管理課 電話（078）341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

### (1) 交付期間

平成30年12月14日（金）から平成31年1月4日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 清水  
電話（078）341-7711 内線2620

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等

### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間等

平成30年12月17日（月）から平成31年1月4日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

### (3) 開札の日時及び場所

日時 平成31年1月25日（金）午前10時から

場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成31年1月24日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月23日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められると

き。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成31年1月4日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:



Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 395,848m<sup>3</sup>/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 24, 2019 by direct delivery

17:00 January 24, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shimizu, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2620



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（第1工区）  
芦屋市三条町1番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市精道町7番6号  
芦屋市長 山中 健
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年11月14日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-9-4号（28芦屋）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市金ヶ田町62番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市南条三丁目110番地の1  
株式会社ユー・ハウス 代表取締役 西川 寿明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年10月29日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-5-2号（30高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東保字中ノ壺411番 5、411番 7 から411番 9 まで、415番、416番、415番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市安田一丁目 9 番地  
株式会社オフ開発 代表取締役 西 川 育 夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 7 月 2 日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－8 号（30太子）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東保字神田248番 4、249番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市町坪25番地の 3  
有限会社エースクリエイト 代表取締役 中 島 和 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 7 月30日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－12号（30太子）

**内水面漁場管理委員会公告**

**兵内漁委指示第76号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、平成30年11月22日に次のとおり指示した。

平成30年12月14日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近 藤 敬 三

- 1 指示内容
  - (1) 持ち出し放流の禁止  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。
  - (2) 持ち込みの制限等  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。  
ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。  
ア 放流の制限  
コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。  
(イ) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。  
(ロ) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。  
イ 遺棄の禁止  
生死を問わず、コイを遺棄してはならない。
- 2 指示の期間  
平成31年 1 月 1 日から同年12月31日まで

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第386号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年12月14日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

## 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査の期日

平成31年2月2日（土）から同月8日（金）まで

## 3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 技能検定員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成30年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

平成30年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成30年12月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書



平成30年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成30年12月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成31年3月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成23年2月25日付け（兵庫県公報第2264号）  
兵庫県告示第198号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
19	上から58	美方郡香美町村岡区高井（別図70のとおり）	美方郡香美町村岡区大糠（別図70のとおり）